

岩手県監査委員告示第25号

監査結果の公表（令和元年岩手県監査委員告示第11号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県教育委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年5月12日

岩手県監査委員 軽 石 義 則
岩手県監査委員 神 崎 浩 之
岩手県監査委員 寺 沢 剛
岩手県監査委員 沼 田 由 子

- 1 監査対象機関名 岩手県教育委員会事務局学校調整課
- 2 監査実施日
 - (1) 予備監査実施日 令和元年5月30日
 - (2) 本監査実施日 令和元年7月26日
- 3 監査結果の公表の日 令和元年8月27日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
需用費及び報償費の支出に当たり、履行確認後相当期間経過してから支出しているものが2件、863,888円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	需用費及び報償費の支出に当たっては、以下のとおり組織的なチェック体制を強化し、再発防止に努めることとした。 ア 事業担当者と別の副担当者が会計処理の進捗のチェックを行うこと。 イ 事業担当者と別の職員が、定期的に事業及び会計の執行状況のチェックを行うこと。